

5水管第3303号  
令和6年3月12日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する  
令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第445号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5  
管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業  
法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基  
づき、貴審議会の意見を求める。



## ○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和四年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百三十五号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和五管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分及びめかじき（南西太平洋海域）にあつては令和五年一月一日から同年十二月三十一日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和五年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）            一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係）  <u>4,094.8</u>トン            二～三 （略）</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚）            一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係）  <u>6,845.7</u>トン            二～三 （略）            第三～五 （略）</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和五管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分及びめかじき（南西太平洋海域）にあつては令和五年一月一日から同年十二月三十一日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和五年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）            一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係）  <u>4,194.8</u>トン            二～三 （略）</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚）            一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係）  <u>6,745.7</u>トン            二～三 （略）            第三～五 （略）</p>

# 国の留保における小型魚から大型魚への振替について

● 現時点における令和5管理年度末の漁獲量の見込み(都道府県における令和6年2月～3月の漁獲量が昨期と同程度と仮定した場合)

小型魚：消化率は約81%となり、全体の漁獲可能量を超過する可能性は比較的低い。

大型魚：消化率は約94%となり、2～3月の漁獲状況によっては、全体の漁獲可能量を超過する可能性も否定できない。

→ 小型魚の留保100トンを大型魚の留保に振り替えることとする。

単位:トン

	漁獲可能量 (令和6年2月末時点)	漁獲量の見込み (都道府県は推計値)	未利用分の見込み (都道府県は推計値)	小型魚から 大型魚へ振替え	振替後未利用分の見込み (都道府県分は推計値)
大中型まき網漁業	877.5	757.5	120.0	-	120.0
かじき等流し網漁業等※1	33.1	28.7	4.4	-	4.4
かつお・まぐろ漁業	26.4	23.9	2.5	-	2.5
都道府県※2	2,810.3	2,572.4	237.9	-	237.9
留保	447.5	10.0	437.5	▲ 100.0	337.5
合計	4,194.8	3,392.5	802.3	▲ 100.0	702.3
大中型まき網漁業	3979.1	3,779.4	199.7	-	199.7
かじき等流し網漁業等※1	22.5	20.1	2.4	-	2.4
かつお・まぐろ漁業	768.3	745.0	23.3	-	23.3
都道府県※2	1,906.6	1,738.5	168.1	-	168.1
留保	69.2	50.0	19.2	100.0	119.2
合計	6,745.7	6,333.0	412.7	100.0	512.7

※1 かじき等流し網漁業等：東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業。

※2 都道府県の漁獲実績は、1月分までが実数値。令和6年2月以降は、昨年実績を基に推計。

※3 大臣管理区分は漁期が終了し、小型魚の漁獲可能量の一部未利用分を留保へ繰り入れ。